

## 東京都公園まちづくり計画審査会等設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、東京都公園まちづくり制度実施要綱（平成25年12月16日付25都市政緑第390号。以下「実施要綱」という。）第5の1の規定に基づき、東京都公園まちづくり計画審査会（以下「審査会」という。）、東京都公園まちづくり計画検討会（以下「検討会」という。）及び東京都公園まちづくり専門部会（以下、「専門部会」といい、審査会及び検討会と併せて「審査会等」という。）の組織及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 審査会の構成と所掌

- 1 審査会は、別表1の会長と委員とで構成する。ただし、会長は必要に応じて委員の出席を免じ、又は新たな委員を任命することができる。
- 2 審査会は、検討会の報告を受け、公園まちづくり制度の適用、都市計画決定・変更及び関連する上位計画の変更等の必要性を審査する。
- 3 審査会は、第4の専門部会を設置し、前項の審査に先立ち意見を聴くことができる。

### 第3 検討会の構成と所掌

- 1 検討会は、別表2の座長と委員とで構成する。ただし、座長は必要に応じて委員の出席を免じ、又は新たな委員を任命することができる。
- 2 検討会は、公園まちづくり制度を適用して事業を行おうとする者から提案された公園まちづくり計画に対して、公園まちづくり制度基本方針（平成25年12月16日付25都市政緑第390号。以下「基本方針」という。）・実施要綱に定める主旨及び基準に基づき、審査会の決定に必要な検討及び調整を行い、その結果を審査会に報告する。
- 3 検討調整事項は次のとおりとする。
  - (1) 基本方針及び実施要綱に適合し、公園・緑地の整備とまちづくりが両立した優良な計画に関する事項
  - (2) 事業の実施計画、資力信用の審査等による計画の実現性担保に関する事項
  - (3) その他前2号に関連する事項

### 第4 専門部会の構成

- 1 専門部会は、専門部会長と専門部員により2人以上5人以内をもって構成する。
- 2 専門部会長及び専門部員は、都市計画及び公園・緑地（必要に応じて歴史等）の各分野において、学識経験を有する者のうちから、会長である都市整備局長が委嘱する。
- 3 専門部会長及び専門部員の任期は、委嘱された日から2年とする。

### 第5 会議

- 1 審査会は会長が、検討会は座長が、専門部会は専門部会長が会務を総理し、招集する。
- 2 会長、座長、又は専門部会長（以下「会長等」という。）に事故があるときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 3 会長等は、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第6 事務局

審査会等の運営のための事務は、都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において処理する。

## 第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、審査会等の運営に関し必要な事項は会長等が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

(別表 1)

【審査会】

会長	都市整備局長
委員	都市整備局次長
	都市整備局技監
	都市整備局理事（航空政策・交通基盤整備・交通政策担当）
	都市整備局総務部長
	都市整備局都市づくり政策部長
	建設局企画担当部長
	建設局公園緑地部長
	建設局公園計画担当部長

※その他必要に応じ、会長が任命する。

(別表 2)

【検討会】

座長	都市整備局技監
委員（副座長）	都市整備局都市づくり政策部長
	都市整備局都市づくり政策部政策調整担当課長
	都市整備局都市づくり政策部都市計画課長
	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長
	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長
	都市整備局都市づくり政策部景観担当課長
	都市整備局都市基盤部街路計画課長
	都市整備局市街地建築部建築指導課長
	建設局総務部計画担当課長
	建設局公園緑地部計画課長
建設局公園緑地部公園課長	
オブザーバー	地元区関係各部長
	地元区関係各課長

※その他必要に応じ、座長が任命する。